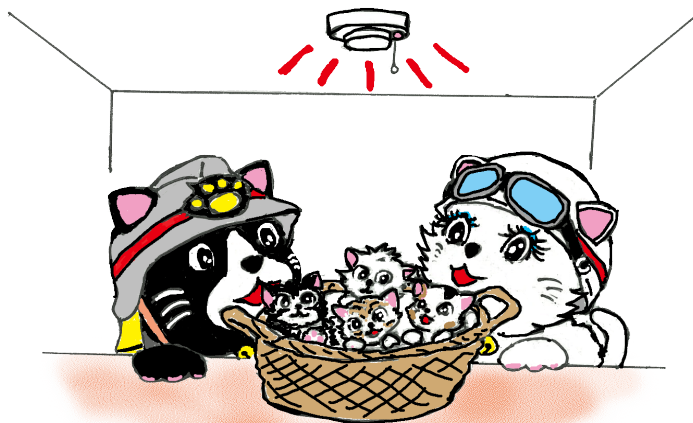


# 大切な“命”をまもるため 住宅用火災警報器 を設置しましょう！



粕屋南部消防組合管内にて平成19年から平成26年までの8年間に発生した、失火を原因とした住宅火災130件について、住宅用火災警報器が設置されている場合と設置されていない場合を比較してみました。

設置していた  
42件の火災のうち  
死者“0”名



設置していなかった  
88件の火災のうち  
死者“8”名



- ※ 「失火を原因とした住宅火災」: 住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数
- ※ 「死者」: 火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。
- ※ 死者の発生経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺の巻添者、放火殺人の犠牲者)である者を除く。

また、火災1件あたりの焼損面積や損害額についても大きな効果が確認されました。これからも住宅用火災警報器の普及が進むことで、更なる住宅火災被害の軽減が期待されます。粕屋南部消防組合管内では、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置する義務があります。しかし、戸別訪問調査の結果「54.3%」しか設置されていませんでした。

まだ設置されていない方は住宅用火災警報器を設置し、火災による死者“0”を目指しましょう。